

役員の報酬等にかかる規定

1 報酬に関する規定

理事会運営規定(抜粋)

第4条 理事会は次に掲げる事項を審議決定する。

(8) 常勤役員の報酬は月額 650,000 円以内とし、その額は理事会において決定する。

2 退職手当に関する規定

理事及び監事の退職手当に関する規程

第1条 秋田県信用保証協会の理事および監事（以下「役員」という。）の退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。ただし、会長が別に定める者については、この額を支給しないものとする。

第2条 役員が退職した場合にはその者に、死亡した場合にはその遺族に支給する。

第3条 常勤役員の退職手当の額は、在職時の報酬月額に在職月数を乗じて得た額に、つぎの各号の区分に従い当該各号に掲げる割合を乗じた額の範囲内とする。

(1) 会長	100分の35
(2) 専務理事	100分の30
(3) 常務理事	100分の30
(4) 常勤理事	100分の25
(5) 常勤監事	100分の25

2 前項に規定する在職時の報酬月額に変更があった場合は、それぞれの報酬月額を得ていた期間を在職月数と読み替え、これらを合算して得た額の範囲内とする。

第4条 前条の在職月数は、役員になった日の属する月から起算し、退職または死亡した日の属する月までとする。

第5条 非常勤役員の退職手当については、会長がこれを定める。

第6条 在職中特に功労があったと認められる役員については、理事会にはかり別に功労金を支給することができる。

なお、第1条の会長が別に定める者のうち、地方公共団体に在籍していた役員については、役員退職金を支給していません。